

宮崎県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金交付実施要領

令和3年9月30日

宮崎県長寿介護課定め

第1 目的

この要領は、宮崎県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金交付要綱（令和3年9月30日定め。以下「交付要綱」という。）の規程に基づき、この事業の実施にあたり必要な事項について定めることを目的とする。

第2 事業概要

宮崎県内の介護施設事業者が外国人介護人材を受け入れる環境整備に要する経費の一部を補助する。

（1）補助対象事業

①外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組

<例>

- ・多言語翻訳機の購入又はリース
- ・外国人介護職員の日本語学習の支援
- ・職員の異文化理解の教育・研修 等

②外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組

<例>

- ・介護福祉士資格取得を目指すために必要な教材の購入
- ・外部研修（介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修等）への参加 等

③外国人介護職員の生活支援に必要な取組

<例>

- ・孤立防止やホームシック等のメンタルケアの実施
- ・地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会
- ・通勤及び生活環境整備のための自転車の購入
- ・外国人介護職員の家賃、寮の修繕費（受入れ初年度限り） 等

（2）補助限度額

補助対象	補助率	補助限度額
外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組	2 / 3	200千円 (1施設あたり)
外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組		
外国人介護職員の生活支援に必要な取組		

※申し込み多数の場合、件数・申請額を制限する場合がある。

(3) 補助対象期間

補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

なお、研修等については、研修修了日が交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までであることとする。

(4) 補助に係る留意点

当該事業のみで使用されることが確認できないものや、当該事業の経費のみを明確に区分して算出できないものについては、適正な補助金執行の観点から補助対象外とする。

(5) 配分方法

申請額の合計が予算額を超える場合は、前年度にこの補助金の交付実績がない法人を優先して予算を配分する。

第3 申請手続き等

(1) 交付申請

本事業による補助を受けようとする者は、補助金交付要綱第5条に定める以下の書類を作成して提出するものとする。

<提出書類>

- ① 事業計画書（別記様式第1号）
- ② 収支予算書（別記様式第2号）
- ③ 申請額算出内訳書（別記様式第3号）
- ④ 外国人介護人材に係る雇用契約書の写し
（雇用予定の場合は雇用予定であることが確認できる資料）
- ⑤ 購入・支出予定対象のカタログ、パンフレット等
- ⑥ 納税証明書（県税に未納がないことの証明）
- ⑦ 特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第4号）
- ⑧ 誓約書（別記様式第5号）
- ⑨ その他知事が必要と認める書類

(2) 計画変更

事業計画に変更が生じた場合には、補助金交付要綱第9条に定める変更交付（中止、廃止）承認申請書（別記様式第6号）を作成して提出するものとする。

(3) 実績報告

事業完了の日から 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、補助金交付要綱第 11 条に定める以下の書類を作成して提出するものとする。

<提出書類>

- ① 補助事業実績報告書
- ② 事業実績書（別記様式第 8 号）
- ③ 収支決算書（別記様式第 9 号）
- ④ 精算額算出内訳書（別記様式第 10 号）
- ⑤ 支払いが確認できる書類（領収書又は請求書の写し等）
- ⑥ 購入した物の写真（物品購入の場合のみ）
- ⑦ その他知事が必要と認める資料

(4) 請求書提出及び交付

交付額確定の通知を受けた事業者は、補助金交付請求書（別記様式第 7 号）を提出すること。県は請求書受領後、補助金の交付を行う。

(5) その他

①提出方法

郵送、持参又は電子メールにより提出すること。

※郵送する場合は、「外国人介護人材受入施設等環境整備事業関係」と朱書きすること。

※電子メールにより提出する場合は、提出した日の翌開庁日までに受信確認のメールが届かないときは必ず電話により受信の確認をすること。

②提出先・問い合わせ先

〒880-8501 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

宮崎県福祉保健部 長寿介護課 介護人材・高齢化対策担当 宛

電話： 0985-26-7059

Mail： choju@pref.miyazaki.lg.jp

③事業計画書提出期限

事業年度 9 月末日

※期限到来後、申請額を予算の範囲内で調整した上で内示・交付決定を行う。

第4 基本的なスケジュール（予定）

時 期	内 容
5月	募集開始
9月末日	募集締め切り（事業計画書等の提出）
10月初旬	県による選定、採択 採択通知（内示）及び補助金交付申請書提出依頼 交付決定（計画書提出後1ヶ月後程度）
事業完了後	実績報告 交付確定 請求書提出 補助金の交付（実績報告後1ヶ月半後程度）
翌年度4月10日 日まで	実績報告期限

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の予算に係る宮崎県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の予算に係る宮崎県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金から適用する。